

# 行政の 焦点



厚生労働省では「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、副業・兼業の普及促進を図っています。

## 【副業・兼業の促進に関するガイドライン】

平成30年1月副業・  
兼業について、企業や働く方が現行の法令のもとでどういう事項に留意すべきかをまとめたガイドラインを作成しました。

【勞動時間管理等】

企業が副業・兼業を認める上で注意しなければならないのは「労働時間の通算管理」です。労働時間を通算して管理するため、副業・兼業開始前に、労働者からの申告などにより必要な情報報を確認してください。原則的な労働時間管理の方法では、

- ①労働契約の締結の先

## 副業・兼業の促進に向けて

キャリア形成を図つて、いくことを促進するため、令和4年7月にガイドラインを改定しています。

場における法定休日に自  
たり、現在の業

場における法定休日に自ら労働させた場合は、休日労働となり、休日労働の割増賃金が必要になるほか、単月100時間未満・複数月平均80時間以内の時間外労働の上限規制については、休日労働の時間も含むこととされています。

労働者が、他の使用者の事業場において、他の使用者の事業場の法定休日に労働を行った場合は自らの事業場における法

たり、現在の業務に支障をきたしたりしていないか、確認することが望ましいとされています。

②所定外労働の発生順位に所定外労働時間を通算します。

健康管理

定休日の労働では  
ないため、自らの  
事業場の労働時間  
と通算する場合に  
は、他の使用者の  
事業場における所  
定外労働として取  
り扱うこととなり  
ます。

管理をするよう指示します。  
◎参考「マルチジョブ健康管理ツール」アプリ  
厚生労働省が開発した  
アプリで、労働者が自ら  
本業及び副業・兼業の労  
働時間や健康状態を管理  
できるアプリです。下記  
QRコードよりご覧ください。

より詳しく確認された方は下記Q Rコードより「副業・兼業の促進に関するガイドラインわかりやすい解説」、「副業・兼業の促進に関するガイドラインQ & A」等をご覧ください。

また、定期的に労働契約等解説セミナーも実施していますのでご活用ください。

厚生労働省ホームページ  
①副業・兼業の促進に関するガイド  
ラインほか  
②マルチジョブ健康管理ツール  
③労働契約等解説セミナーについて

イラスト・木村武司